

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：健康保険部健康課 No.001

処 分 名	健康学習室等の使用許可の取消し等
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、健康学習室等の使用の許可を受けた者に対して、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又はその許可を取り消すことがあります。
根拠条例等・条項	春日部市健康福祉センター条例（平成 17 年条例第 109 号）第 11 条
処 分 基 準	<p>◎次の(1)～(4)のいずれかに該当した場合、健康学習室等の使用の許可を取り消すことがあります。</p> <p>(1) <u>春日部市健康福祉センター条例第 10 条第 4 項第 2 号から第 6 号に基づく規則のいずれかに違反したとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の施設の使用における禁止事項を行うこと等を指します。 ① 秩序又は風俗を害するおそれがないこと。 ② 建物又は附帯設備を破損するおそれがないこと。 ③ 営利を目的として事業を行うおそれがないこと。 ④ 特定の政党の利害に関する事業を行うおそれがないこと、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するおそれがないこと。 ⑤ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するおそれがないこと。 <p>(2) <u>偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時に、書面もしくは口頭において、事実とは異なる申出をし、申請内容とは異なる使用をすると認められる場合や市長等の承認なしに第三者に許可書を移譲する場合等を指します。 <p>(3) <u>職員の指示に従わないとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施設利用者へ及ぼす影響を考慮し、施設の秩序を維持するため、施設の職員が行う指示等を指します。 <p>(4) <u>その他管理上支障があるとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上の支障が生じた場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業が生じた場合 など
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 12 月 16 日）
備 考	

根拠条例及び
関係条例等の抜粋

■春日部市健康福祉センター条例

第 11 条 市長は、前条第 3 項に規定する使用の許可を受けたもの（次項において「健康学習室等の使用者」という。）の使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第 4 項第 2 号から第 6 号までのいずれかに違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 市は、前項の規定による処分により健康学習室等の使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めは負わない。